

# 自動車およびオートバイの現地生産に 関する制度調査

(コートジボワール)

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

貿易投資相談課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)アビジャン事務所が現地法律事務所 Houda Law Firm に作成委託し、2025年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Houda Law Firm は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Houda Law Firm が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

E-mail：CDA@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font.

## 1. キット生産 (SKD / CKD) について

キット生産には以下の2種類が含まれる。

SKD (Semi Knock Down) : 半完成状態のキット

CKD (Complete Knocked Down) : 完全分解状態のキット

※SKD と CKD に適用される税率は同一。

### (1) 適用税率

#### ● 自動車

- ・トラクター (トラクタートラック除く) : SKD・CKD ともに 5%
- ・10人以上乗りの車両 :
  - SKD・CKD : 5%
  - その他 : 10%
- ・乗用車 (主に人の輸送用) :
  - SKD・CKD : 5%
  - その他 : 20%
- ・貨物輸送用自動車 :
  - SKD・CKD : 5%
  - その他 : 10%

#### ● オートバイ

- ・オートバイ (原付含む)・補助エンジン付き自転車 (サイドカー有無を問わない) :
  - SKD・CKD : 5%
  - その他 : 20%

#### ● 自動車・オートバイ両者に適用されるその他の税

- ・統計賦課金: 1%
- ・PCC (西アフリカ諸国経済共同体加盟国以外からの輸入品への賦課金) : 0.5%
- ・PCS (西アフリカ経済通貨同盟の共同体連帯税) : 0.8%
- ・PUA (アフリカ連合賦課金) : 輸入貨物の荷揚げ港又は輸入地点における CIF 価格の 0.2%
- ・付加価値税 (VAT) : 18%

## 2. 優遇措置

### (1) 投資法による優遇措置

投資法の優遇措置を受けるには、コートジボワール投資促進機関（CEPICI）から証明書又は投資承認を取得する必要がある。また、その適格条件と適用期間は投資区域および投資分野によって異なる。

#### ● 投資区域

ゾーン A：アビジャン自治区全域

ゾーン B：地域の県庁所在地、ボヌア、グランバッサム

ゾーン C：人口 60,000 人未満の都市

#### ● 優遇措置の適用期間

ゾーン A：5 年間

ゾーン B：10 年間

ゾーン C：15 年間

#### ● 投資分野

第一種事業：優先経済分野に属する事業

例）農業、医療、高等教育・専門教育への民間投資、ホテル業（ゾーン A は投資額 50 億 FCFA 以上、ゾーン B/C は投資額 20 億 FCFA 以上のホテル事業）

第二種事業：その他の事業

コートジボワールの投資法には「申告制度」と「承認制度」という 2 つの優遇措置が規定されている。

#### ① 申告制度

適格条件：

- ・投資額の下限なし
- ・新規事業の創業期に適用（金融等、対象外事業あり）
- ・投資申告書をコートジボワール投資促進機関（CEPICI）に提出（審査なし）

業種区分及び地域区分に応じて、5年から10年にわたり、25%～75%の税額控除が、以下の税目に対し適用される：

- ・所得税（最低定額税を含む）
- ・営業許可税及び特許税
- ・見習い税及び継続職業訓練追加税を除く国内従業員に対する雇用主負担金
- ・固定資産税
- ・国内株主への配当金に対する有価証券所得課税
- ・付加価値税の免除は、機械、設備、及び最初の予備部品の調達（国内調達・輸入を問わず）について、投資段階に限り適用される。

## ② 承認制度

適格条件：

- ・最低投資額は大企業が2億 CFA フラン以上（VAT を除く）、中小企業は5,000万 CFA フラン以上（VAT を除く）
- ・金融等、対象外事業あり
- ・創業期または事業拡大期であること
- ・CEPICI による審査あり

優遇措置内容：

### 【投資段階の場合】

- ・第一種事業向けに輸入される設備・資材・初回予備部品の関税免除（※統計賦課金・PCS・PUA は除く）
- ・第二種事業向けに輸入される設備・資材に対して関税 50%減税（※統計賦課金・PCS・PUA は除く）
- ・VAT 課税事業向け：設備・資材・初回予備部品・サービス・工事に対し VAT 一時免除
- ・VAT 非課税事業向け：設備・資材・初回予備部品・サービス・工事に対し VAT 完全免除

### 【操業中の場合】

- 第一種事業に属する大企業

ゾーン A：

以下の項目について5年間の50%免税

- ・所得税（最低定額税を含む）

- ・営業許可・認可手数料
- ・見習い税及び継続職業訓練追加税を除く、国内従業員に対する雇用者負担分
- ・固定資産税

ゾーン B :

以下の項目について 10 年間の免税措置（最初の 5 年間は全額、続く 5 年間は 50%）

- ・所得税（最低定額税を含む）
- ・営業許可料
- ・見習い税及び継続職業訓練追加税を除く、国内従業員に対する雇用主負担分
- ・固定資産税
- ・国内株主への配当金に対する有価証券所得課税

ゾーン C :

以下の項目について 15 年間の免税措置（最初の 10 年間は全額、続く 5 年間は 75%）

- ・所得税（最低定額税を含む）
- ・営業許可証及び許可料
- ・見習い税及び継続職業訓練追加税を除く、国内従業員に対する雇用者負担分
- ・固定資産税
- ・国内株主への配当金に対する有価証券所得課税

● 第二種事業に属する大企業

ゾーン A :

以下の項目について 25%免税

- ・所得税（最低定額税を含む）
- ・営業許可・認可手数料
- ・固定資産税
- ・付加価値税
- ・地域雇用に対する雇用主負担金

ゾーン B :

以下の項目について 35%免税

- ・所得税（最低定額税を含む）
- ・営業許可料

- ・固定資産税
- ・付加価値税
- ・地域雇用に対する雇用主負担金。

ゾーン C :

以下の項目について 50%の免除

- ・所得税（最低定額税を含む）
- ・営業許可料
- ・固定資産税
- ・付加価値税
- ・地域雇用に対する雇用主負担金

第二種事業について、ゾーン A、B、C で付与される税額控除は、全額還付されるまで控除対象となるため、適用期間の定めはない。

● 第一種事業に属する中小企業<sup>1</sup>

ゾーン A :

以下の項目について 5 年間の 75%免税

- ・所得税（最低定額税を含む）
- ・営業許可・認可手数料
- ・見習い税及び継続職業訓練追加税を除く、国内従業員に対する雇用者負担分
- ・固定資産税
- ・金融取引税

ゾーン B :

以下の項目について 10 年間の免税措置（最初の 5 年間は全額、続く 5 年間は 75%）

- ・所得税（最低定額税を含む）
- ・特許権・ライセンス料に関する拠出金
- ・見習い税及び継続職業訓練追加税を除く、国内従業員に対する雇用主負担分
- ・財産税
- ・金融取引税
- ・国内株主への配当金に対する有価証券所得課税

ゾーン C :

以下の項目について 15 年間の完全免税

- ・ 利益税（最低定額税を含む）
- ・ 特許権・ライセンス料に関する拠出金
- ・ 見習い税及び継続職業訓練追加税を除く、国内従業員に対する雇用者負担分
- ・ 財産税
- ・ 金融取引税
- ・ 国内株主への配当金に対する有価証券所得課税

● 第二種事業に属する中小企業

ゾーン A :

以下の項目について 37.5%免税

- ・ 所得税（最低定額税を含む）
- ・ 営業許可・認可手数料
- ・ 固定資産税
- ・ 付加価値税
- ・ 地域雇用に対する雇用主負担金

ゾーン B :

以下の項目について 52.5%免税

- ・ 所得税（最低定額税を含む）
- ・ 営業許可料
- ・ 固定資産税
- ・ 付加価値税；
- ・ 地域雇用に対する雇用主負担金

ゾーン C :

以下の項目について 75%の免除

- ・ 所得税（最低定額税を含む）
- ・ 営業許可料
- ・ 固定資産税
- ・ 付加価値税
- ・ 地域雇用に対する雇用主負担金

第二種事業について、ゾーン A、B、C で付与される税額控除は、全額還付されるまで控除対象となるため、適用期間の定めはない。

## (2) 一般税法による優遇措置

一般税法による優遇措置については、条件を満たせば承認不要で適用対象となる。投資法による優遇措置と一般税法による優遇措置を併用することはできない。

### ① 法人所得税（BIC）免税

銀行が中小企業向けに行う産業用設備や IT 設備の購入資金の融資について、その利息は、融資期間が3年以上である場合に限り、法人所得税（BIC）の50%が免除される。

### ② 加速償却の適用

以下の2つの条件を満たす新規の設備は、加速償却（通常より早いペースで減価償却できる制度）の対象となる：

- ・工業製造、貨物輸送、または農業作業のいずれかの用途にのみ使用
- ・減価償却期間が5年以上あること

さらに企業は、これらの新規設備について、定率法による減価償却を選択することも可能である。

### ③ 特許取得に関する優遇措置（中小企業対象）

中小企業は、新しく取得した特許または製造プロセスの取得費用の30%を税額控除として差し引くことができる。ただし、この控除を受けるためには次のすべての条件を満たす必要がある：

- ・一般税法の施行後に取得したものであること
- ・公知ではないこと
- ・企業がその特許・技術を少なくとも5年間保有すること

### ④ 利益の再投資による優遇措置

企業（法人・個人）が利益の全部または一部をコートジボワール国内での投資に再投入する場合、その投資額を当期の法人所得税から差し引くことがで

きる。条件は以下の通り：

#### ● 投資計画の条件

投資金額の最低基準：

大企業：1 億 CFA フラン以上（VAT 抜き）

中小企業（SME）：2,500 万 CFA フラン以上（VAT 抜き）

- ・投資内容が 新規事業の開始 または 既存事業の拡張・多角化・近代化であること
- ・投資は、承認された年の 12 月 31 日から 2 年以内に完了する必要がある

#### ● 資金調達の条件

大企業による再投資は 利益による自己資金で行わなければならない（融資その他の手段による資金調達は不可）。中小企業は投資額と同額以上の自己資本を保有していることを証明できれば、銀行融資による資金調達も認められる。

#### ⑤ 減税対象外となる資産

次の資産については、再投資減税の対象にはならない：

中古の機械設備（中古資本財）

以下を除く車両

- ・荷役・土木工用車両
- ・船舶（遊覧船を除く）
- ・航空機
- ・旅客・貨物輸送の公共交通車両

事務用家具や備品（コンピュータ機器は対象）

#### ⑥ 一般税法による優遇措置の適用期間と上限

- ・控除は、承認された投資プログラム完了後 4 会計年度にわたり適用可能
- ・1 会計年度につき 利益の 50% を上限として控除可能

- ・控除できる総額には地域別の上限がある：
  - アビジャン地域：投資額の 35%まで
  - その他地域：投資額の 40%まで

### 3. ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）原産地規則

キット方式（SKD・CKD）で製造したオートバイや自動車が ECOWAS 域内での関税免除を受けるには、原産地規則を満たす必要がある。具体的には次のいずれかを満たす製品が対象となる：

- ・共同体原料を 60%以上使用して製造された製品
- ・加工によって付加価値 30～35%以上を域内で取得すること、または HS コードの変更

したがって、SKD・CKD キットが加盟国のいずれかで原産品と認められる場合に限り、製造された車両は ECOWAS 内の他国を通過する際、関税や税金を支払う必要がない。一方、SKD・CKD キットが ECOWAS 域外から輸入され、コートジボワール国内で単に組み立てただけの場合、その車両は 共同体原産品とはみなされない。この場合、他の ECOWAS 加盟国へ輸出する際には、通関時に輸出関税の支払いが必要となる。

---

注釈 1：中小企業とは、売上高が 10 億 CFA フラン未満の事業者を指す（税法第 113 条）。コートジボワール国内における現地子会社の売上高が対象のため、：外国親会社の子会社・支店の売上高が基準額内である場合、当該外国親会社自体の売上高が基準額を超える場合でも、中小企業に含まれる。